

## 5. 権利を守るために

高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者が権利侵害を受けていることが少なくありません。住み慣れた地域で自分らしく尊厳をもって暮らし続けることができるよう支援します。

### ○ 日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に不安がある人が、安心して暮らすために支援する事業です。契約などの判断に不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。福祉サービスの利用申し込みや契約の手続き、日常的なお金の出し入れ、預貯金通帳の預かりなどを行います。

\*この事業を利用する意思があり、必要な契約内容の理解ができる方が対象です。  
相談は無料ですが、契約後は利用料が必要です。

問い合わせ：築上町社会福祉協議会（自愛の家） ☎56-2223

### ○ 成年後見制度について

認知症により判断能力が低下すると、契約内容を理解して契約を結ぶことや財産管理などが難しくなります。そのため悪質な訪問販売に狙われたり詐欺にあう危険性が高くなります。

成年後見制度は、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などの精神上的の障がいによって判断能力が十分でない人たちの判断能力を補い、権利や財産を保護し、本人やその家族が安心して生活できるように支援する制度です。

成年後見制度には「任意後見制度」と「法定後見制度」の二つの制度があります。

	任意後見制度	法定後見制度		
	将来、判断能力が不十分となった場合に備えて支援者や支援内容を契約によって決めておきます	本人の判断能力が不十分な人に対する制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つがあります		
対象となる方	判断能力はある	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方
区分	任意後見	補助	保佐	後見
成年後見人等の権限	本人の判断能力が不十分になってから、本人との契約に定めた行為を行います	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為を行えます	基本的に法律上に定められた重要な行為の同意権が付与されます	すべての法律行為を行えます

## 【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度の申立ては本来「本人・配偶者・四親等以内の親族など」が行いますが、何らかの理由で本人、親族などによる申立てができないときに、町長が代わって申立てを行うことができます。

### 相談・問い合わせ

- ◆築上町地域包括支援センター(福祉課 地域包括支援係) ☎52-0001(内線 144・145)
- ◆ばあとなあ福岡(福岡県社会福祉会) ☎092-483-2941
- ◆(社)成年後見センター・リーガルサポート福岡支部(福岡県司法書士会)  
☎092-738-1666
- ◆高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」(福岡県弁護士会)  
☎092-724-7709

## ○消費者被害について

悪徳な業者は、一人暮らしの高齢者に近づきます。悪徳業者による消費者被害にあったときは、まず相談しましょう。また、本人は被害にあったことに気づいていない場合や被害にあっても人に相談しないこともあります。周囲の人の日頃の声掛けや見守りが、消費者トラブルを未然に防ぐ手立てにもなります。

### 相談・問い合わせ

- ◆築上町地域包括支援センター(福祉課 地域包括支援係) ☎52-0001(内線 144・145)
- ◆築上町消費生活相談窓口(商工課) ☎52-0001(内線 182)
- ◆行橋市広域消費生活センター ☎23-0999

## ○高齢者虐待について

高齢化に伴い認知症高齢者等に対する虐待が問題となっています。高齢者の安心安全を保障する支援体制だけでなく、認知症の高齢者を介護する家族にも、外からはわからない悩みや心身のストレス、孤立感や貧困の実態によって虐待をしてしまう介護者のケアも大切です。高齢者に対する虐待を見たり、聞いたり、虐待なのでは？と思われたときはすぐに築上町地域包括支援センターまで連絡をしてください。通報した人の「個人情報」は厳守しますのでご安心ください。

### 相談・問い合わせ

- ◆築上町地域包括支援センター(福祉課 地域包括支援係) ☎52-0001(内線 144・145)